

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
(他法令による許可、承認等の確認) 70 - 3 - 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) ~ (3) (省略) 別表第 1 (省略) 別表第 2			(他法令による許可、承認等の確認) 70 - 3 - 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) ~ (3) (同左) 別表第 1 (同左) 別表第 2		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)	第 6 条《輸入の制限》 第 7 条第 1 項《輸入の禁止》 第 8 条《輸入植物等の検査》	(1) (省略) (2) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書、又は「植物、輸入禁止品等検査申請書」(同規則別記第 4 号様式に定めるもの) の写しで「植物輸入認可証印」を押印したもの イ 木材 「木材輸入認可証明書」 ロ 穀類等 「穀類等輸入認可証明書」 ハ 種苗 「種苗輸入認可証明書」 ニ 青果物 「青果物輸入認可証明書」 ホ <u>アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎</u> 「 <u>ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書</u> 」	ロ. 植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)	第 6 条《輸入の制限》 第 7 条第 1 項《輸入の禁止》 第 8 条《輸入植物等の検査》	(1) (同左) (2) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書、又は「植物、輸入禁止品等検査申請書」(同規則別記第 4 号様式に定めるもの) の写しで「植物輸入認可証印」を押印したもの イ 木材 「木材輸入認可証明書」 ロ 穀類等 「穀類等輸入認可証明書」 ハ 種苗 「種苗輸入認可証明書」 ニ 青果物 「青果物輸入認可証明書」
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)	(同左)	(同左)	(同左)